建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正について

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知)に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

- (1) 第四条第一項中「計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、」を削り、「認定事業者の」を「計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の」に改め、「変更前の認定事業者と」を削り、「認定事業者が連署して」を「認定事業者は、」に改める。
- (2) 以下の様式について「圓」、及び注を削る。
 - ・別記第一号様式(建築物の地震に対する安全性に関する報告書)
 - ·別記第二号様式(名義変更届)
 - ·別記第五号様式(変更認定申請書)
 - ・別記第七号様式(計画認定建築物の耐震改修に関する報告書)
 - ・別記第八号様式(取下げ届)
 - ・別記第九号様式(取りやめ届)
 - ·別記第十号様式(完了報告書)
 - ·別記第十一号様式(現況報告書)
 - ・別記第十二号様式(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請取下げ届)
 - ・別記第十三号様式(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請取下げ届)
- (3) そのほか軽微な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年10月1日